

	<p>法学部応用実務法学科</p>
<p>DP</p>	<p>応用実務法学科は、本学の立学の精神と、本学部の人材養成目的「法的思考および法的素養を修得させることにより、社会のみならず自己に対する客観的な視点を持ち、正義感と倫理観を兼ね備えて、自分で考え判断することのできる人材の養成」および本学科の人材養成目的である「特定の社会・組織に加わり、要求される専門的な役割を果たすことのできる人材の養成」に基づき、次の資質・能力を身につけた学生に学士(法学)の学位を授与します。</p> <p>①社会と人間に対する原理的考察力を修得している。</p> <p>②法律の条文と調べ方に関する知識と、個々の条文の背景にある制度および原理原則に対する理解を身につけ、法の解釈と適用を行う応用力を修得している。</p> <p>③特定の社会・組織に加わり、要求される専門的な役割を果たすことができるように、生涯にわたって主体的、自立的に学ぶ能力と協働する能力を身につけている。</p>
<p>CP</p>	<p>応用実務法学科は、本学科の教育目標を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身につけさせるため、教養教育部門と専門教育科目より構成される教育課程を編成し、実施します。いずれの科目群・部門においても一定以上の単位数の修得が義務づけられ、法学の枠を超えた深い知識・理解を身につけるために、幅広い学修を求めています。</p> <p>①総合基礎部門は、「基礎教育科目群」、「外国語科目群」、「体育科目群」から構成され、これらの科目を幅広く履修することにより、豊かな人間性を育むとともに、コミュニケーション能力、情報活用能力、論理的思考力など、基本的技能を養うことができるようにする。また、「国際法文化コース」および「アジア法政コース」を設置して、法的知識と語学力、国際的な視野を修得する機会を確保する。</p> <p>②専門教育科目は、「共通部門」、「基礎法学関係部門」、「公法部門」、「刑事法部門」、「民事・手続法部門」、「企業・社会法部門」、「政治学部門」、「国際法部門」、「外書・特設科目部門」、「演習部門」に分けられている。応用実務法学科の教育課程は、法に関する基本的な知識と思考力を身につけさせるべく、基本科目(いわゆる六法科目)を充実させるとともに、社会の多元化および学生の多様で専門化した関心に応えるべく、多数の展開的科目(いわゆる六法科目以外の科目であって、基礎法学、政治学などを含む)を柔軟に配置し、かつ、学生の関心や進路に応じた選択の幅を広く認める配置を講じる。これらの講義科目と併せて、少人数の演習科目を配置する。</p> <p>③応用実務法学科では、1年次から4年次までの各学年において演習科目を開講し、少人数で相互に学ぶ機会を確保する。1年次に「基礎演習」を開講し、大学生としての学び、法律学を学ぶための基礎力を身につける機会を持たせる。また、2年次に「応用演習」、3年次に「専門演習」、4年次に「卒業研究演習」が配置され、指導教員と学生のふれあいを通じて、4年間の法学教育の完成を目指す。</p> <p>④応用実務法学科の学修成果評価基準に基づいて、厳格な成績評価と単位認定を行い、また、ゼミ担当教員や教務担当教員が、GPA、修得単位数に基づいた個別指導を行うことにより、個々の達成度と将来計画に応じた学修を進めることができるようにする。また、多様な特設科目の履修を通じて、自身の進路や関心に沿った自主的な学びを促進することができるようにする。</p>
<p>AP</p>	